

## 一 介護保険、高齢者福祉の相談窓口

名称	所在地	電話番号	担当地域
新発田市役所 (ヨリネスしばた)	〒957-8686 新発田市中央町3-3-3	0254(22)3030	市内全域
新発田市 豊浦、紫雲寺、 加治川支所	豊浦支所 〒959-2323 新発田市乙次281-2 新発田市豊浦庁舎1階 紫雲寺支所 〒957-0232 新発田市真野原外3331-5 加治川支所 〒959-2415 新発田市住田510 新発田市加治川庁舎1階	豊浦支所 0254(22)6777 紫雲寺支所 0254(41)3112 加治川支所 0254(33)3102	市内全域
地域包括 支援 センター	新発田中央地域包括 支援センター	〒957-0053 新発田市中央町3-13-3 「新発田市健康長寿アクティブ交 流センター」内	0254(26)2400  ・外ヶ輪小学校区 ・猿橋小学校区
	新発田東地域包括 支援センター	〒959-2511 新発田市菅谷3345-1 特別養護老人ホーム「ヒルトップ くしがた」内	0254(31)2001  ・二葉小学校区 ・東中学校区の五十公野 地区 ・川東中学校区 ・七葉中学校区
	新発田西地域包括 支援センター	〒959-2311 新発田市荒町甲1611-8 「新発田リハビリテーション 病院」内	0254(28)7447  ・東中学校区の松浦地 区・米倉地区・赤谷地 区 ・佐々木中学校区 ・豊浦中学校区
	新発田南地域包括 支援センター	〒957-0055 新発田市諏訪町1-10-38 複合型福祉施設 「コンフィ陽だまり苑」内	0254(24)1111  ・御免町小学校区 ・住吉小学校区 ・東豊小学校区
	新発田北地域包括 支援センター	〒957-0232 新発田市真野原外3331-2 特別養護老人ホーム「しうんじ」 内	0254(41)4646  ・紫雲寺中学校区 ・加治川中学校区

※ 各地域包括支援センターは、担当地域が決まっていますので、お住まいの地域を担当するセンターをよくお確かめのうえ、ご利用ください。

---

---

## ＝ 介護保険サービス

※ 介護保険サービスについては、別冊『介護保険サービス』をご覧ください。

---

---

### ◆ 低所得者の介護サービス利用料の軽減について

#### ■ 国制度

#### 1 訪問介護利用料の軽減

##### 制度移行措置対象者

内 容	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担率が0円となっている人で、訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む）を利用した場合、利用料を0%（全額免除）とします。
対象となる方	次のいずれかに該当する方 ・ 65歳到達以前おおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方 ・ 特定疾病により要介護(要支援)となった40歳から64歳までの方

## 2 社会福祉法人利用者の利用料の軽減

内 容	<p>軽減することを申し出た社会福祉法人が行う介護保険のサービスに限り、利用者負担額（介護サービス利用料1割負担分）・食費・居住費（滞在費）・宿泊費についてそれぞれ25%を軽減します。（ただし、老齢福祉年金受給者は50%を軽減します。また、生活保護受給者は、特別養護老人ホーム及びショートステイを利用した時の個室の居住費のみが対象となり全額免除します。）</p>
対象となるサービス	<p>社会福祉法人(軽減届出のある法人)が提供する以下のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む）</li> <li>・通所介護（介護予防、認知症対応型、介護予防認知症対応型を含む）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）</li> <li>・短期入所生活介護（介護予防を含む）</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>
対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世帯全員が市民税非課税で生計が困難な方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税の方</li> <li>・世帯の前年の年間収入合計額（非課税のものも含む）が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下の方</li> <li>・この軽減申請時に世帯の預貯金等（有価証券、債券等も含む）の合計額が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円加算した額以下の方</li> <li>・世帯の中に日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産をもっている人がいない方</li> <li>・負担能力のある（市民税が課税されている）親族等に扶養されていない方</li> <li>・介護保険料を滞納していない方</li> </ul> </li> <li>2. 生活保護受給者</li> </ol>

## 3 居住費（滞在費）・食費の利用料の軽減

内 容	<p>介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、地域密着型介護老人福祉施設に入所及びショートステイを利用する場合、介護サービス費と居住費（滞在費）・食費・日常生活費の全額が利用者の自己負担となりますが、低所得の方の利用が困難とならないように居住費（滞在費）・食費の負担限度額が設けられ、利用料が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。</p>
-----	--

認定要件		
利用者負担段階	対象者 ※1	資産の状況 ※2
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が120万円以上の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※1 世帯の中に市民税の申告をしていない方がいると、収入の状況がわからないため認定ができません。収入が全く無い方も市民税の申告を行った上で申請してください。

※2 第2号被保険者の方の資産状況は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

1日あたりの負担限度額					
利用者負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額 ※2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
第1段階	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円 (1,300円)

※1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※2 短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

#### ※特例減額措置とは

2人以上世帯で、世帯員が施設に入所したことにより、残された家族の生計が困難になるような場合、第3段階の負担軽減を受けることができます。詳しい条件等はお問い合わせください。

## ■ 市制度

内 容	社会福祉法人が行う介護保険のサービスに限り、利用者負担額（介護サービス利用料1割負担分）・食費・居住費（滞在費）・宿泊費についてそれぞれ12.5%を助成します。利用料の助成を受けるには、申請が必要です。
対象となるサービス	<p>社会福祉法人が提供する以下のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（介護予防、夜間対応型を含む）</li> <li>・通所介護（介護予防、認知症対応型、介護予防認知症対応型を含む）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）</li> <li>・短期入所生活介護（介護予防を含む）</li> <li>・介護老人福祉施設（ユニット型個室に限る）</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型個室に限る）</li> </ul>
対象となる方	<p>新発田市の介護保険被保険者で、下記のいずれにも該当し、生計が困難な方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税世帯非課税の方</li> <li>・世帯の前年の年間収入合計額（非課税のものも含む）が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えた場合100万円を加算し、以後1人増えるごとに50万円を加算した額以下の方</li> <li>・申請時に世帯の預貯金等（有価証券、債券等も含む）の合計額が50万円以下の方</li> <li>・世帯の中に日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産をもっていない方</li> <li>・負担能力のある（市民税が課税されている）親族等に扶養されていない方</li> <li>・介護保険料を滞納していない方</li> </ul> <p>※生活保護受給者、老齢福祉年金受給者は対象となりません。</p>

## ■その他

- ・災害や失業などにより利用料を負担することが困難であると認められる方に対して、利用料を減免する制度があります。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ・介護サービスに関する苦情・相談は、サービス事業者や居宅介護支援事業者、新発田市高齢福祉課（電話22-3030）、又は新潟県国民健康保険団体連合会（電話025-285-3072）で受け付けています。

### 介護サービスの苦情は

- 介護サービスに関する苦情・相談は、サービス事業者や居宅介護支援事業者へ
- 次のところも受けつけます。

新発田市高齢福祉課

電話：0254-22-3030

新潟県国民健康保険団体連合会

電話：025-285-3072